

3 給与支払報告書(総括表)

(あて先) みよし市長様

令和3年 月 日提出

住民税徴収方法		指定番号	
給与の支払期間 令和 年 月分から 月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号	個人番号は右詰で記載してください。		
フリガナ	事業種目		
給与支払者の氏名又は名称	受給者員 人		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	特別徴収(給与から天引きする人)	人	
フリガナ	退職者	人	
給与支払者の所在地	普通徴収(自分で納付する人)	乙	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	その他	人	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	計	人	
関与税理士等の氏名	所属課	税務署	
	電話	内線	
	氏名	給与の支払方法及びその期日	
	(電話)	内線	
		納入書	要・不要
		所在地・名称の変更	有・無

提出期限令和3年2月1日

印字内容に変更がある場合は、朱書きで訂正のうえ、所在地・名称の変更欄の「有」を○で囲んでください。

〔記入要領〕

③ 給与支払報告書(総括表)

(あて先) みよし市長様

令和3年 月 日提出

住民税徴収方法 指定番号

給与の支払期間 令和 年 月分から 月分まで

給与支払者の個人番号又は法人番号

フリガナ

給与支払者の氏名又は名称

事業種目

受給者員 人

特別徴収(給与から天引きする人)

退職者 人

普通徴収(自分で納付する人)

乙 人

その他 人

計 人

連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号

氏名

電話 内線

関与税理士等の氏名

氏名

電話 内線

納入書 要・不要

所在地・名称の変更 有・無

再提出又は追加で提出される場合は赤字で再提出又は追加と記入してください。

提出していただいた給与支払報告書の記載内容について、問い合わせに回答していただける方の氏名、連絡先

給与支払者の個人番号(*)又は法人番号を記入してください。

1月1日現在の全従業員数

普通徴収対象者の人数が、「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」の合計人数と一致しているかご確認ください。

住民税を特別徴収(給与から引き落とし)する場合、納入書の送付が必要かどうか記入してください。

※個人事業主の方へ

個人事業主の方が提出する場合は、事業主の本人確認(番号確認と身元確認)を行うため、マイナンバーカード(個人番号カード)等以下の本人確認書類を提示していただくか写しを添付してください。

- ・事業主の個人番号が分かる書類(マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写しなど)

- ・事業主の身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券(パスポート)など)マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合、個人番号の記載はないものとして受理しますのであらかじめご了承ください。

給与支払報告書の提出・問い合わせ先

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地 みよし市役所 税務課 市民税担当

☎0561-32-8003 (直通)

■給与支払報告書の提出について(お願い)

受給者総人員及び特別徴収分と普通徴収分の報告人員を総括表に記入してください。

なお、普通徴収とする場合は普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の各理由欄の人数記入及び給与支払報告書の摘要欄へ理由記号のご記入をお願いします。普通徴収切替理由書(兼仕切紙)はミシン目で切り取って、下記の提出例のとおりにご提出をお願いします。

※ただし、普通徴収の該当者がいないときは普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出は必要ありません。

※普通徴収切替理由書の提出がない場合は、退職者及び乙欄該当者以外は全て特別徴収とさせていただきます。

提出例

①総括表

②《特別徴収分》給与支払報告書

③普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

④《普通徴収分》給与支払報告書

① 総括表

② 《特別徴収分》
給与支払報告書

③ 普通徴収切替理由書
(兼仕切紙)

④ 《普通徴収分》
給与支払報告書

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

提出 市町村名	みよし市
------------	------

理由記号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が3名未満の事業所の給与所得者	人
普B	他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者	人
普C	毎月の給与が少なく、指定された税額を天引きできない者	人
普D	給与の支払いが不定期な者(給与の支払いのない月がある者)	人
普E	個人事業主の専従者	人
普F	退職者・休職者又は5月末日までに退職予定・休職予定の者	人
合 計		人

※ 合計人数が、総括表の普通徴収対象者の人数と一致しているかご確認ください。

※ 上記の理由に該当する従業員のみを、普通徴収とすることができます。

※ 原則、理由ごとの人数が記載されていない場合及び給与支払報告書の摘要欄に普通徴収切替理由書の理由記号又は切替理由が記載されていない場合は、退職者及び乙欄該当者を除いて、特別徴収として取扱います。

※ 専従者とは、青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6ヶ月以上その事業に従事している「家族従業員」をいいます。